

【概要版】

第2期 加賀市子ども・子育て 支援事業計画



令和2年4月
加賀市

1 計画策定の趣旨

平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立し、平成27年4月から『子ども・子育て支援新制度』がスタートしました。加賀市でも、『加賀市子ども・子育て支援事業計画』が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため『第2期加賀市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、地域で支えあい安心して子育てができる住みよいまちを目指していきます。

2 計画の位置付け

- ・この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」として、子ども・子育てに関する支援を総合的・一体的に推進するための計画として位置付けます。
- ・この計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法」を踏まえて策定するものです。
- ・この計画の策定にあたっては、「第2次加賀市総合計画」の基本方針に基づくとともに、上位計画である地域福祉計画や地域を基盤とした福祉を推進するための関連計画との整合性を図ります。

3 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、市町村は令和2年度から5年間を1期とした事業計画を定めるものとしています。この計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期加賀市子ども・子育て支援事業計画				

4 基本理念

本計画では、第1期計画の理念や方向性などを引き継ぐとともに、計画の基本的な視点をさらに明確に反映し、これからの加賀市を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてるまちをめざします。

[基本理念]

地域で支えあい安心して子育てができる住みよいまち

5 施策の体系

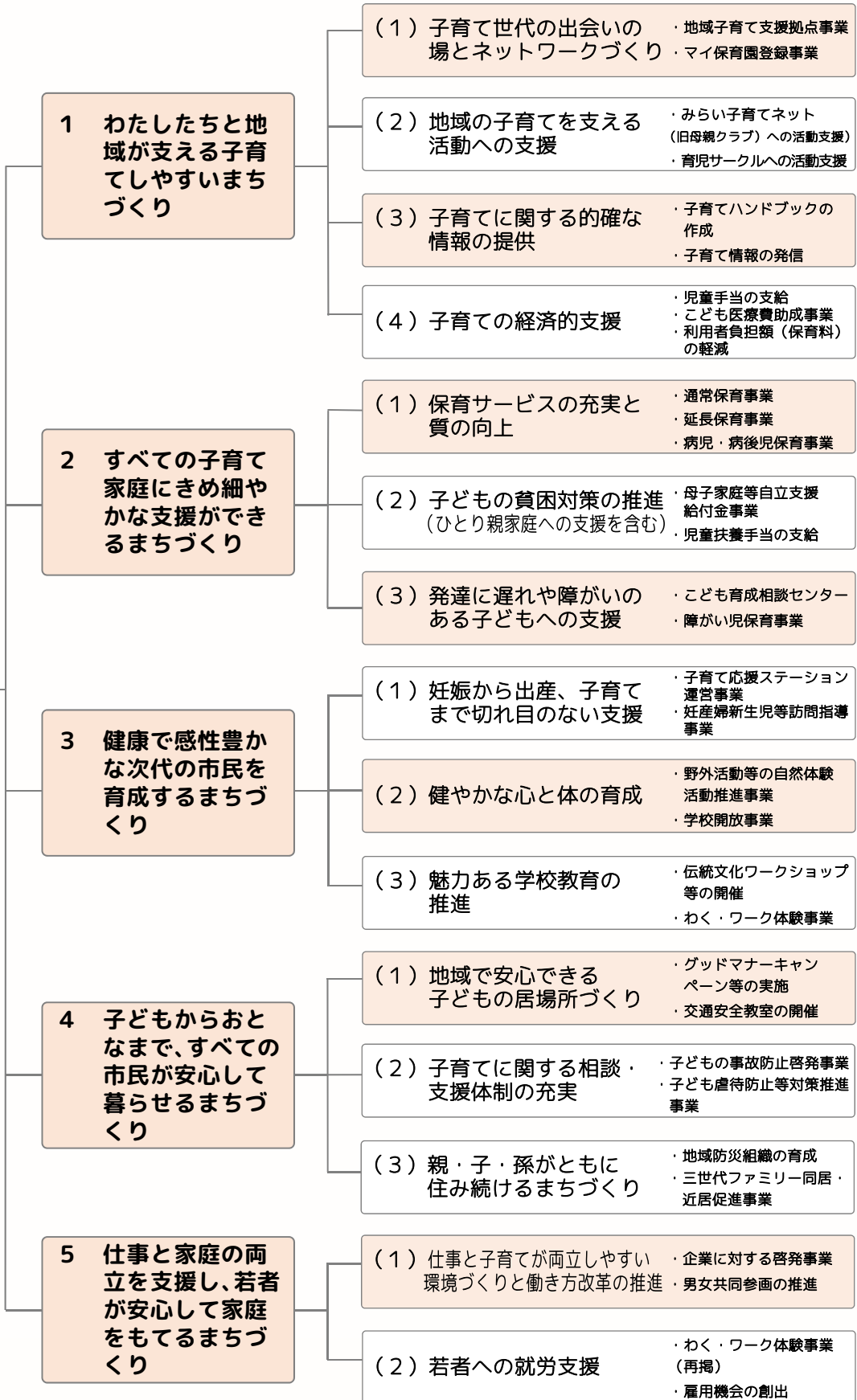
[基本理念]

[基本目標]

[基本事業]

[主な事業]

地域で支えあい安心して子育てができる住みよいまち



6 基本目標

I わたしたちと地域が支える子育てしやすいまちづくり

保育園や幼稚園、小学校をはじめ、地域住民が協力・連携し、子育てをしているすべての親が孤立することなく、地域の温かいまなざしのもとで安心して子育てができるようネットワークづくりを進め、互いに援助し合えるまちづくりを推進するとともに、より確実な情報の提供や、相談体制の充実を図ります。

基本事業（１）子育て世代の出会いの場とネットワークづくり

- ・地域子育て支援拠点事業
- ・マイ保育園登録事業 等

基本事業（２）地域の子育てを支える活動への支援

- ・みらい子育てネット（旧母親クラブ）への活動支援
- ・育児サークルへの活動支援
- ・ボランティア活動、普及、宣伝 等

基本事業（３）子育てに関する的確な情報の提供

- ・子育てハンドブックの作成
- ・子育て情報の発信
- ・子育て学習会の開催 等

基本事業（４）子育ての経済的支援

- ・児童手当の支給
- ・こども医療費助成事業
- ・利用者負担額（保育料）の軽減
- ・多子世帯等児童生徒学校給食助成等

II すべての子育て家庭にきめ細やかな支援ができるまちづくり

すべての子育て家庭に対して必要な支援ができるよう、保護者のニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。また、ひとり親家庭などに対する生活支援や障がいのある子どもへの支援を推進します。

基本事業（１）保育サービスの充実と質の向上

- ・通常保育事業
- ・延長保育事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・放課後児童クラブ運営委託事業
- ・一時預かり事業 等

基本事業（２）子どもの貧困対策の推進（ひとり親家庭への支援を含む）

- ・母子家庭等自立支援給付金事業
- ・児童扶養手当の支給
- ・子ども未来基金活用事業
- ・子どもの学習支援事業 等

基本事業（３）発達に遅れや障がいのある子どもへの支援

- ・こども育成相談センター
- ・障がい児保育事業
- ・特別児童扶養手当の支給
- ・障害児福祉手当の支給 等



Ⅲ 健康で感性豊かな次代の市民を育成するまちづくり

すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、安全な妊娠・出産の確保や、子どもの医療費の負担軽減などを図り、妊娠期から切れ目ないきめ細やかな育児支援に取り組みます。また、本市の豊富な自然や歴史、風土のなかで、子どもたちが心身ともにたくましく育つことができるよう、学校、家庭、地域が連携し、地域が本来持っている教育力の活性化を推進します。

基本事業（１）妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援

- ・子育て応援ステーション運営事業
- ・妊産婦新生児等訪問指導事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業 等

基本事業（２）健やかな心と体の育成

- ・野外活動等の自然体験活動推進事業
- ・学校開放事業
- ・親子スマイリーネット事業 等

基本事業（３）魅力ある学校教育の推進

- ・伝統文化ワークショップ等の開催
- ・わく・ワーク体験事業
- ・プログラミング教育推進事業 等

Ⅳ 子どもからおとなまで、すべての市民が安心して暮らせるまちづくり

子どもたちを犯罪や交通事故そして自然災害などから守るため、親や地域が協力して見守る活動への支援と、子ども自身が自らを守るための教育を、地域、家庭、行政が一体となって推進します。また、進学・就職などのために、一度故郷を離れた若者も、再び本市に戻り、住み続けたいと思う環境の整備を進めます。

基本事業（１）地域で安心できる子どもの居場所づくり

- ・グッドマナーキャンペーン等の実施
- ・交通安全教室の開催
- ・かがにこにこパーク
- ・コンピュータクラブハウス運営事業 等

基本事業（２）子育てに関する相談・支援体制の充実

- ・子どもの事故防止啓発事業
- ・子ども虐待防止等対策推進事業
- ・家庭児童の相談・指導体制の充実 等

基本事業（３）親・子・孫がともに住み続けるまちづくり

- ・地域防災組織の育成
- ・三世代ファミリー同居・近居促進事業
- ・転車利用環境整備事業
- ・若年層定住住宅取得助成事業
- ・理解促進研修・啓発事業 等

Ⅴ 仕事と家庭の両立を支援し、若者が安心して家庭をもてるまちづくり

労働環境の改善を促進するとともに、働く母親が比較的多い地域柄を考慮した子育て支援を展開するなど、若者が経済的に自立し、安心して結婚や子育てに希望を持てる環境の整備を推進します。

基本事業（１）仕事と子育てが両立しやすい環境づくりと働き方改革の推進

- ・企業に対する啓発事業
- ・男女共同参画の推進
- ・男女共同参画社会講習実施事業 等

基本事業（２）若者への就労支援

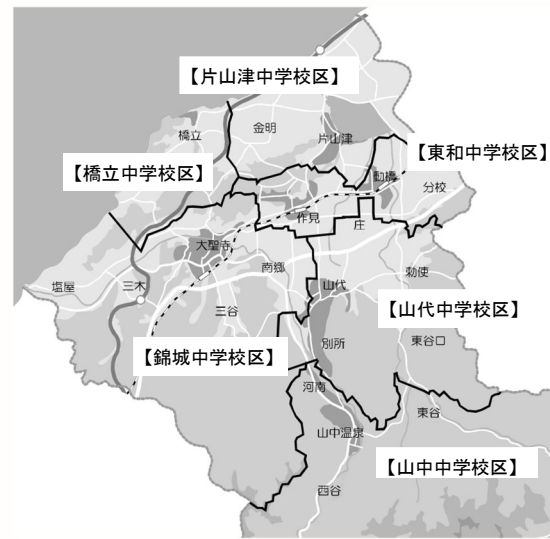
- ・わく・ワーク体験事業（再掲）
- ・雇用機会の創出
- ・若年者U・Iターン者雇用奨励金制度
- ・無料職業紹介事業の推進 等

7 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

「加賀市子ども・子育て支援事業計画」では、この教育・保育の提供区域について、保育園等の整備にあたり、教育・保育ニーズの状況に応じ、全市域で柔軟に教育・保育の提供を行うため市全域を6つの区域と決めました。

〔教育・保育提供区域図〕



8 教育・保育

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込みました。

認定区分		提供区域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1号認定 (満3歳以上) 【教育標準時間認定】	圏域別	市全域	33	31	30	30	30	
		錦城	18	18	17	17	17	
		橋立	0	0	0	0	0	
		片山津	4	3	3	3	3	
		東和	4	3	3	3	3	
		山代	7	7	7	7	7	
山中	0	0	0	0	0			
2号認定 (満3歳以上) 【保育認定】	教育を希望	市全域	0	0	0	0	0	
	上記以外	市全域	1,214	1,122	1,110	1,083	1,089	
		圏域別	錦城	188	176	174	170	171
		橋立	47	37	31	27	26	
		片山津	162	151	150	147	148	
		東和	223	207	206	201	203	
山代	357	331	330	324	325			
山中	237	220	219	214	216			
3号認定 (満3歳未満) 【保育認定】	1・2歳	市全域	648	661	635	619	599	
	0歳	市全域	72	70	68	66	64	
	計	市全域	720	731	703	685	663	
		圏域別	錦城	72	75	71	69	67
		橋立	22	21	22	22	22	
		片山津	105	107	102	100	96	
東和		139	141	136	132	128		
山代	226	229	220	214	207			
山中	156	158	152	148	143			

9 地域子ども・子育て支援事業

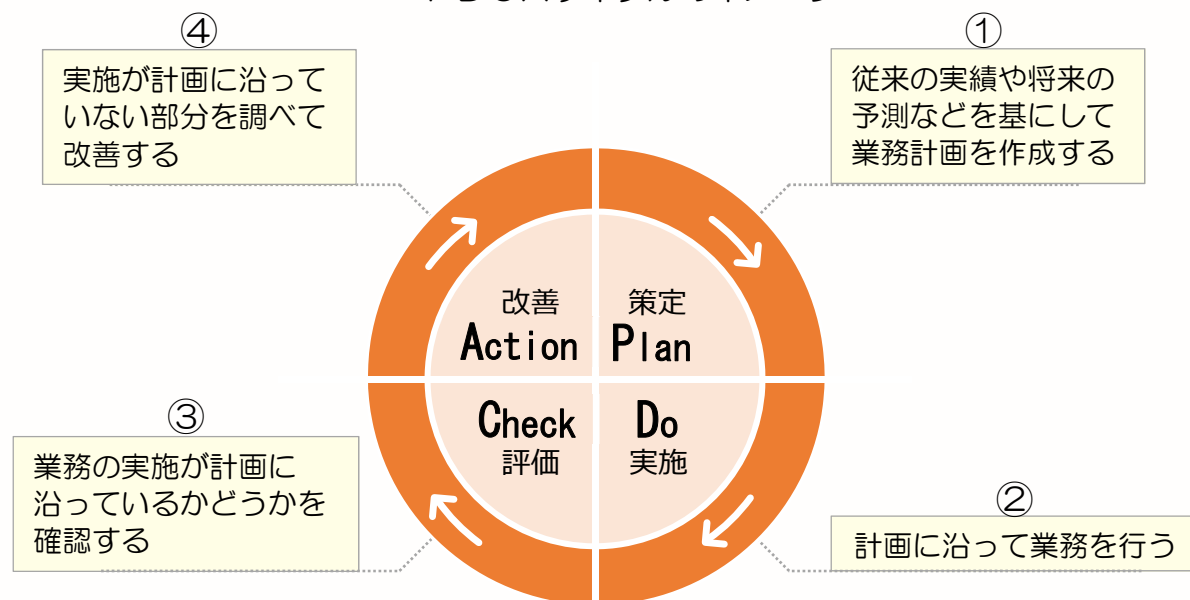
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
利用者支援事業	1	1	1	1	1	
時間外保育事業	512	493	481	469	463	
錦城圏域	92	88	86	84	83	
橋立圏域	8	8	8	8	8	
片山津圏域	87	83	81	79	78	
東和圏域	102	98	96	93	92	
山代圏域	167	162	158	154	152	
山中圏域	56	54	52	51	50	
放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)	858	838	812	791	761	
錦城圏域	168	152	137	134	142	
橋立圏域	21	26	24	25	22	
片山津圏域	97	88	83	85	74	
東和圏域	197	209	205	202	201	
山代圏域	242	239	241	233	222	
山中圏域	133	124	122	112	100	
子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	150	144	140	135	131	
乳児家庭全戸訪問事業	378	367	355	344	333	
養育支援訪問 事業及び要保 護児童対策地 域協議会その 他の者による 要保護児童等 に対する支援 に資する事業	①育児・ 家事援助	78	77	74	72	70
	②専門的 相談支援	411	398	388	378	368
地域子育て支援拠点事業	13,514	13,600	13,111	12,744	12,340	
一時預かり事業	1,403	1,333	1,307	1,274	1,265	
病児保育事業(病児・ 病後児保育事業)	1,442	1,391	1,345	1,303	1,262	
ファミリー・サポ ート・センター事業	734	708	685	663	642	
妊婦健康診査事業	4,441	4,342	4,219	4,083	3,948	



10 計画の進捗管理

本計画に基づく取り組みの実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取り組みの充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

PDCAサイクルのイメージ



11 計画の推進

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「加賀市健康福祉審議会子ども分科会」において、施策の実施状況について点検、評価し、これに基づいて、実施に向けて検討及び取り組みを進めます。



第2期 加賀市子ども・子育て支援事業計画

概要版

発行年月：令和2年4月

編集・発行：加賀市健康福祉部子育て支援課

〒922-8622 加賀市大聖寺南町二 41 番地

Tel 0761-72-7856 FAX 0761-72-7797